

がん具用煙火（おもちゃ花火）の規制について

百貨店等では、がん具用煙火を陳列・販売することが想定されますが、火薬類又はがん具用煙火に係る規制は条例第33条においても規定されているため、適切に管理する必要があります。

がん具用煙火の陳列・販売については、**1つの認定単位あたりの総薬量が5kg未満**であれば、火災予防上危険な物品の持込みから除外されるため、禁止行為解除の申請は不要です。また、5kg以上の持込みの禁止行為解除の申請はできません。

条例第28条と第33条の規制内容については下の表にて確認してください。

	条例第28条（喫煙等）	条例第33条（がん具用煙火）
規制概要	がん具用煙火の持込み（販売）について規制しています。	がん具用煙火の貯蔵、取扱い方法等について規制しています。
規制対象	百貨店等の売場 (床面積の合計が1,000㎡以上のもの)	全ての場所
規制数量	5kg未満 (1つの認定単位当たりの総薬量) ※ 禁止行為解除は不要です。	総薬量ごとに下欄に掲げる必要な措置等をとる必要があります。
必要な措置等	<p>売場等に、1つの認定単位当たりの総薬量が5kg以上のがん具用煙火を<u>持ち込むことはできません。</u></p> <p>※ 禁止行為解除は申請できません。</p> 	<p>総薬量が5kg未満の場合 炎、火花又は高温体との接近及び直射日光を避けて、保管しなければなりません。</p>
		<p>総薬量が5kg以上25kg以下の場合 炎、火花又は高温体との接近及び直射日光を避けると同時に、ふたのある不燃性の容器に入れ、又は防災処理を施した覆いをして、保管しなければなりません。 ※ 百貨店等の売場には持込めません。</p> <p>(例) ふたのある不燃性の容器</p> 
		<p>総薬量が25kgを超える場合 火薬類取締法によって規制されます。 ※ 百貨店等の売場には持込めません。</p>

※ 「認定単位」の詳細については「火災予防条例第28条 喫煙・裸火の使用・火災予防上危険な物品の持込みに関するマニュアル」の14ページを参照してください。